

右については解雇後一定期間は何等手續を要せずして、被保険者たる資格を確保すること

保 險 給 付

- 一、給付範囲は大體に於て疾病、負傷、死亡、分働とす
- 二、療養の程度問題
 - イ、完全醫療を爲すこと
 - ロ、入院轉地の必要あるものは迅速にこれを許可すること
 - ハ、家庭に於ける養護を許す事
 - ニ、同一疾病に對する給付期間百八十日の制限を相當延長する事
 - ホ、傷病手当金を増額する事
 - ヘ、私病に於ける傷病手当金の支給始期を事由發生の翌日よりとすること
 - ト、分働料及埋葬料を増額する事費用負擔
- 一、標準日給の算定を左の如くに改正すること
 - 一、二、三級を削除し、四級七十錢を以て最低日給とすること、尚これによつて生ずる保険料總額に對する不足額は政府及其雇傭者に於て分擔すべし
 - 二、保険料の現行分擔率の修正
 - イ、健康保險法の實施により從來工場法に於て規定され居りし雇傭者の負擔額が實質的に輕減され居る事實に鑑み現在健康保險法に於て雇傭者の負擔し居る總額を増加すべし
 - ロ、労働者の健康を保護することは國家的乃至產業的に見て國家及社會の利益を増進する結果を招來する事に鑑み政府は雇傭者と同額の保険料を支出すべし

工場法改正要點

- 一、工場法適用範圍第一條第一項に十名以上とあるを常時三名以上の職工を使用するものと擴大すべし

- 二、公傷病は工場法に依つて健康保險法より獨立せしむること
- 三、施行令第七條の扶助料規定の増額並に扶助料支給の標準日給を最低壹圓五拾錢とすること
- 四、施行令第七條(傷害扶助料を支給すべし)とあるを即時支給すべしと改正すること
- 五、紡織産業に於ける職業病たる一、脚氣、呼吸器病、肺結核を業務上の疾病と認めること

労働者災害扶助法適用範圍の擴張

決 議

労働者災害扶助法第一條に左の一項を挿入追加することを決議す

實 行 方 法

労働者災害扶助法第一條第六項岸壁、棧橋、波止場、停車場、倉庫より馬力扇引にて貨物輸送の事業

三、臨時工、日傭人夫名義に依る熟練工採用反對闘争に關する件

提 案 大阪金屬労働組合
説 明 者 前 田 種 男

主 文

我等は技術労働者を臨時工日傭名義に於て採用する巧妙なる脱法行爲を排撃す

決 議

我等は近時大工場が熟練労働者を採用するに當り人夫供給業者より臨時工日傭人夫名義に依つて雇傭せられつゝある事實を